

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：帯広市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	64.0%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・室長相当職	94.9%
課長相当職	95.9%
課長補佐相当職	96.8%
係長相当職	95.3%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.2%
31～35年	90.7%
26～30年	91.2%
21～25年	84.8%
16～20年	84.1%
11～15年	85.5%
6～10年	88.9%
1～5年	87.4%

### 【説明欄】

- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、その差による一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は79.9%となっている。
- ・扶養手当と住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69.8%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたりの勤務時間が38.75時間未満の者については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。